

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	供用期間中検査の検査要領書確認時、検査対象範囲一覧表に誤記が認められたため、当該要領書を訂正および対応検討	C	
2	1号機	監視機能健全性確認検査の検査要領書において、検査項目「原子炉ウエルシール漏えい大」検査成績書の単位に、誤記が認められたため、当該検査成績書を訂正及び対応検討	D	
3	1号機	活性炭ホールドアップ装置の脱湿塔（A）再生時、脱湿塔温度記録計の打点7（脱湿塔A1上部温度）に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
4	1号機	定期事業者検査で使用した検査用計器において、温度測定範囲に誤り等が認められたため、当該要領書を訂正および対応検討	C	
5	2号機	非常用ディーゼル発電機（2A）室ストームファンネル（2箇所）において、上蓋止めネジに外れが認められたため、当該ネジを取付	D	
6	2号機	燃料集合体用チャンネルボックス工場立会検査時、機器設計仕様書記載の熱処理温度に誤記が認められたため、検査要領書を訂正および対応検討	C	
7	3号機	原子炉保護系サブチャンネルトリップ試験時、スクラム弁パイロット空気ヘッダの圧力調整弁（A）動作不良（圧力の復帰遅れ）が認められたため、当該調整弁を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（A）淡水側1次ドレン弁分解点検時、弁蓋から弁棒の取外しができないことが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
9	5号機	電動機定例点検時、廃棄物処理系プリコートポンプ用電動機軸径寸法に管理値外れ認められたため、当該部を修理	D	
10	5号機	電動機定例点検時、廃棄物処理建屋床ドレンサンプポンプ（A-B）用電動機軸径寸法に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	電動機定例点検時、廃棄物処理系床ドレン濃縮器給液ポンプ用電動機軸径寸法に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
12	5号機	気体廃棄物処理系排ガス補助ポンプ（A）電動機電源ケーブル用端子箱において、コネクタ破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	集中環境施設	雑固体焼却設備大気汚染監視装置SO <sub>2</sub> （二酸化硫黄）分析計点検時、校正不良が認められたため、当該SO <sub>2</sub> 計を修理	D	
14	その他	集中環境施設更衣所（非管理区域）において、協力企業作業員がB靴下を着用しようとした際、B靴下に付着していた金属の切り屑片（長さ約2cm）で左手人差し指の指先を切傷したため、対応検討	B	
15	その他	水処理設備排水処理装置処理水流量計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで